証券コード2917
2026年12月３日

株　主　各　位

大阪市此花区西九条１丁目１番60号
株式会社 大森屋
代表取締役社長　稲　野　達　郎

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに、電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://ohmoriya-inc.co.jp/ir/convocation/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
(https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名（大森屋）または証券コード（2917）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日のご来場に代えてインターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年12月17日（木曜日）午後５時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2026年12月18日（金曜日）午前10時
2. 場　　所　大阪市福島区福島５丁目６番16号
ホテル阪神　10階　クリスタルルーム

3. 目的事項

報告事項 1. 第73期（自 2025年10月１日 至 2026年９月30日）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第73期（自 2025年10月１日 至 2026年９月30日）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案 剰余金の処分の件

第２号議案 監査役１名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
3. インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以　上

～～～

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使には以下の３つの方法がございます。

1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 **2026年12月18日（金曜日）午前10時**

会 場 **大阪市福島区福島５丁目６番16号**
ホテル阪神　10階　クリスタルルーム

2. インターネットで議決権をご行使される場合



議決権行使ウェブサイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 **2026年12月17日（木曜日）午後５時45分まで**

3. 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 **2026年12月17日（木曜日）午後５時45分到着分まで**

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコンから議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内にしたがって行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限　2026年12月17日（木曜日）午後５時45分まで

スマートフォンの場合　QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1.QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2.議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3.各議案の賛否を選択



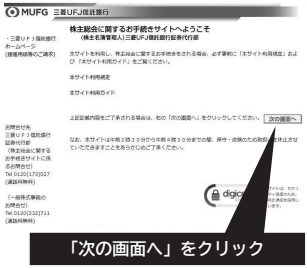
画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって行使完了です。

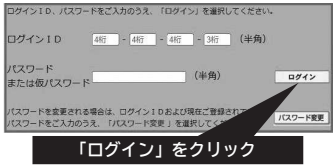
※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1.議決権行使ウェブサイトに
アクセスする



2.お手元の議決権行使書副票（右側）に
記載された「ログインID」および
「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内にしたがって賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
https://evote.tr.mufg.jp/

ご注意事項

●株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1)郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2)インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンとで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

●議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク

0120-173-027

（通話料無料、受付時間：午前９時～午後９時）

事　業　報　告

（自　2025年10月１日
至　2026年９月30日）

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

1.　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格やナフサ等の高騰、継続的な物価上昇や金融政策の動向など、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

食品業界におきましては、原材料価格に加え、包装資材費、物流費、エネルギーコストの上昇が続き、価格改定の動きが広がりました。一方で、物価上昇を背景とした消費者の生活防衛意識の高まりから節約志向は根強く、引き続き厳しい経営環境となりました。

当社グループを取り巻く市場環境としましては、主要原材料である原料海苔は、今漁期の全国共販枚数が前年を下回ったものの、仕入価格はここ数年続いた高騰から落ち着きを見せ、前年に比べ低下いたしました。しかしながら、中東情勢の影響による包装資材や燃料費などの製造コストの上昇もあり、依然として厳しい環境で推移いたしました。

このような状況のもと、当社では物流費・人件費をはじめとするコスト増に対応するため、生産活動の効率化に加え、社内の各種経費の見直しと削減を進め、コストの抑制に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の連結売上高は、15,937百万円（前期比3.5％減）となり、利益面では、原料海苔価格が下がったことにより、営業利益は184百万円（前期は営業損失66百万円）、経常利益は122百万円（前期は経常損失98百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は136百万円（前期は親会社株主に帰属する純損失73百万円）となりました。

なお、当社グループにおける報告セグメントは主として「食品製造販売事業」であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

売上高を品目別に分類しますと、価格改定を行ったことにより、家庭用海苔につきましては、売上高は5,802百万円（前期比6.4％減）、進物品につきましては、売上高は576百万円（前期比0.3％増）となり、ふりかけ等につきましては、売上高は2,132百万円（前期比0.6％増）となりました。業務用海苔につきましては、おにぎり等の価格上昇による需要減により、売上高7,325百万円（前期比2.3％減）となりました。その他につきましては、売上高は100百万円（前期比12.6％減）となりました。

2. 今後の見通しと対処すべき課題

当社グループは、創業以来、生活の根幹となる食の分野において、皆様に愛される製品づくりに努めてまいりました。「消費者的視点に立った経営」を企業理念として、時代が求める優れた製品づくりを目指しております。日本の食文化の素晴らしさを尊び、その新しい価値の創造を提案の柱とすることを基本方針としております。

また、社是でもある「社会的存在価値ある企業」として当社グループが社会に貢献するためには、ＳＤＧｓへの取り組みも重要なテーマと考えております。当社グループは事業活動を通じて、「大森屋にできることから始める」をコンセプトと位置づけし、社会貢献・環境・働きがいを中心にした取り組みを行っております。この取り組みを通じて「つくるひとが楽しい、食べるひとがうれしい」社会が実現し継続し続けられるように貢献してまいります。

当社グループを取り巻く市場環境につきましては、主要原材料である原料海苔の価格は高騰から落ち着きを見せているものの、電力料、燃料費、物流費および資材価格の高騰により、製造コストは大幅に増加いたしました。また、相次ぐ値上げによる消費者の堅実志向、節約志向もさらに強まり、依然として大変厳しい環境が続くものと想定されます。

このような状況の中、当社グループは、多様化するお客様のニーズに対応した新製品の開発や販売施策の強化を積極的に推進し、売上の拡大と収益力の向上に取り組んでまいります。

また、安全・安心な製品の安定供給を基本とし、引き続き生産活動の効率化やコスト削減を推し進め、売上目標・利益目標の達成と経営効率の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

3. 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度は、製品の品質向上と製造能力向上を目的とした生産設備の更新など、総額400百万円の投資を実施しました。所要資金は自己資金および借入金をもって充当いたしました。

4. 事業の譲渡・譲受け、吸収分割または新設分割等の状況

該当事項はありません。

5. 財産および損益の状況の推移

①企業集団

区　　分	第70期 (2023年９月期)	第71期 (2024年９月期)	第72期 (2025年９月期)	第73期 (当連結会計年度) (2026年９月期)
売　　上　　高(百万円)	14,239	16,305	16,511	15,937
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	391	273	△98	122
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	244	179	△73	136
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)(円)	48.59	35.82	△14.76	27.44
総　　資　　産(百万円)	14,837	15,706	23,556	19,618
純　　資　　産(百万円)	11,547	11,658	11,528	11,675
１株当たり純資産額(円)	2,295.01	2,330.84	2,314.58	2,351.64

(注)　１株当たり当期純利益及び１株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。
なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して算出しております。

②当社

区　　分	第70期 (2023年９月期)	第71期 (2024年９月期)	第72期 (2025年９月期)	第73期 (当事業年度) (2026年９月期)
売　　上　　高(百万円)	14,132	16,200	16,380	15,797
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	400	289	△82	127
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	253	173	△75	139
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)(円)	50.41	34.51	△15.09	28.05
総　　資　　産(百万円)	14,793	15,666	23,528	19,609
純　　資　　産(百万円)	11,547	11,632	11,471	11,589
１株当たり純資産額(円)	2,294.85	2,325.67	2,303.13	2,334.32

(注)　１株当たり当期純利益及び１株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。
なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して算出しております。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
大森屋（上海）貿易有限公司	8,300千人民元	100 %	食品および食品関連商材の貿易・販売等

7. 主要な事業内容（2026年９月30日現在）

当社グループは、以下の内容を主な事業としております。

（1）食品製造販売事業　　家庭用海苔、進物品、ふりかけ等、業務用海苔製品
（2）不動産賃貸事業　　不動産の賃貸

8. 主要な営業所および工場（2026年９月30日現在）

①当社

名称	所在地
本社・大阪支店	大阪市此花区西九条１丁目１番60号
東京支店	埼玉県さいたま市南区沼影１丁目10番１号　ラムザタワーＡ棟６階
福岡工場	福岡県柳川市大和町豊原111
広川工場	福岡県八女郡広川町大字日吉548番16
関西作業所・関西物流センター	兵庫県西宮市山口町阪神流通センター１丁目93号

②子会社

子会社名	所在地
大森屋（上海）貿易有限公司	中華人民共和国　上海市

9. 従業員の状況（2026年９月30日現在）

会社名	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
株式会社大森屋	144名	△5名	47.7才	17.3年
大森屋(上海)貿易有限公司	3	0	44.4	9.1
合計または平均	147	△5	47.6	17.1

（注）　従業員は上記のほか、最近１年間において月平均193名の臨時従業員（パートタイマーおよび嘱託）を雇用しております。

10. 主要な借入先（2026年９月30日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社三井住友銀行	4,532,021
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,000,000

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

Ⅱ．会社の現況に関する事項（2026年９月30日現在）

1.　会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　11,561,360株

（2）発行済株式の総数　5,098,096株

（3）株主数　2,306名　（前期末比87名増加）

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
大森屋共栄持株会	437	8.81
稲野達郎	309	6.23
稲野貴之	286	5.77
稲野節子	167	3.38
稲野惠子	142	2.88
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	140	2.82
株式会社三井住友銀行	140	2.82
大森屋社員持株会	88	1.79
岡本雅美	86	1.74
稲野智久	80	1.62

（注）１．当社は、自己株式を133,064株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の状況（2026年９月30日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	稲野達郎	大森屋(上海)貿易有限公司 董事長
代表取締役副社長	稲野貴之	製造本部長 大森屋(上海)貿易有限公司 董事
常務取締役	大當敏仁	営業本部管掌
取締役	河田信光	管理本部長兼総務部長
取締役	日置純司	営業本部長西日本統括
取締役	叶裕一	叶法律事務所 弁護士
取締役	岡井紀代香	武庫川女子大学 非常勤講師
常勤監査役	中田勝	
監査役	寺川正敏	
監査役	北村英嗣	北村会計事務所 代表
監査役	野口均	野口均税理士事務所 代表 株式会社ライジングコーポレーション 監査役

（注）1. 取締役叶裕一氏および岡井紀代香氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

2. 監査役北村英嗣氏および野口均氏は社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

3. 監査役北村英嗣氏および野口均氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 決算期後の取締役の地位および担当の異動（2026年10月1日付）

氏名	異動前	異動後
稲野貴之	代表取締役副社長 製造本部長	代表取締役副社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および監査役全員との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社の子会社の取締役、監査役および執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者がその会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用などが填補されます。ただし贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当期における主な活動状況

役　職	氏　　名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	叶　　裕一	12回中11回	－	主に弁護士としての法的な専門知識を活かし適宜発言をし、疑問点は的確に呈しております。
取締役	岡井 紀代香	12回中11回	－	食物分野における研究者としての経験や知見を活かし適宜発言をし、意見を述べております。
監査役	北村 英嗣	12回中11回	12回中11回	主に税理士として税務に精通した専門的見地から適宜質問し、意見を述べております。
監査役	野口　　均	12回中12回	12回中12回	主に税理士として税務に精通した専門的見地から適宜質問し、意見を述べております。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1993年12月21日開催の第40回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、９名です。

監査役の報酬限度額は、1993年12月21日開催の第40回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、２名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年１月13日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が、決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別報酬等の内容にかかる方針決定の内容は次のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、役位別、在任年数等を基礎として算定された額を固定報酬として毎月一定の時期に現金支給される基本報酬としており、株主総会にて決議された報酬限度額内において、世間水準および従業員給与を考慮し、取締役会の決議により決定しております。なお、業績に連動した賞与等の報酬は定めておらず、業績に連動した報酬を翌年の基本報酬に反映させる方法を採用しております。

監査役の報酬においても、取締役同様に基本報酬で構成されており、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長稲野達郎氏および代表取締役副社長製造本部長稲野貴之氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定について委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。

④　取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く）	95,949	95,949	－	5
監査役（社外監査役を除く）	11,988	11,988	－	2
社外取締役	5,932	5,932	－	2
社外監査役	5,932	5,932	－	2

3.　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称
ひびき監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
17,500千円

②　当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
17,500千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
監査役会は、前期の監査実績の分析・評価、計画と実績との対比、会計監査人の職務執行状況、監査計画における監査時間・配置計画、報酬見積額の相当性などを確認し、検討の結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

Ⅲ．会社の体制および方針

1．業務の適正を確保するための体制

当社の「内部統制システム構築の基本方針」の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 取締役は、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため各分掌に従い、担当する部署の内部統制を整備し、諸規程の周知徹底を図るとともに、取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程を遵守する。

② 全役職員に当社の企業倫理、法令遵守の基本姿勢を明確にするため、経営理念（「消費者的視点にたった経営」）、業務指針を制定し周知徹底する。

③ コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスマニュアル(企業行動規範)を制定し、全役職員に配布する。当委員会は定例的に会合を開催し、コンプライアンス状況の問題点を把握し、その徹底・推進を図る。

④ 業務活動全般にわたる内部監査については、社長直属の組織である監査室が定期的に実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

① 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規程」に基づき、定められた期間、厳正に保存および管理する。

② 取締役または監査役は、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

③ 法令または証券取引所の規則等に情報の開示を定められている事項は、当然に速やかに開示する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社および子会社の経営上のリスクの分析および対策の検討は、社長を議長とする経営会議において行う。

② 品質、安全、生産、情報管理等に関する事項は諸規程に定め、コンプライアンスに関する事項はコンプライアンス委員会によりマニュアルに定め、リスク発生の予防と最小化を図る。

③ 監査室は、リスク管理に関する事項もチェック項目とし、定例的に点検する。

④ 不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損失拡大の防止とその早期解決に集中する。また、再発防止策の実施も図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会および経営会議を毎月定例開催し、業務執行に関する重要事項の決定および取締役の職務の執行状況の監督等を行う。

② 環境の変化に対応するため、取締役会および経営会議は定例開催の他、必要に応じて随時開催する。

③ 経営会議の下部組織として、取締役を含む管理者会議を定例開催し、経営方針の確認、業績の確認、問題点の把握、対策検討等を実施することにより、あらゆる面の全社的な情報共有化を図る。

④ 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きを定め、職務の執行が効率的に行われる体制を確保する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社は重要事項決定にあたり、その決定の客観的公正性を担保する目的から、当社経営会議に付議のうえ決定するものとする。

② 子会社は経営状況を明らかにするため、進捗状況等を当社経営会議で報告するものとする。

③ 子会社のリスク予防・管理、その他の業務運営を監査するため、監査室が定期的に監査するものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置くものとする。その当該使用人は監査役の指揮命令下におくものとし、取締役からの命令は受けないものとする。

② 当該使用人の任命および異動等に関しては、監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類および関係資料を閲覧する。

② 取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況を報告する。

③ 当社および子会社の取締役および使用人は、当社に著しい損失を与えるおそれのある事項および法令、定款違反や不法行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

④ 当社および子会社は、前号に従い監査役への報告を行った取締役および使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を全役職員に周知徹底する。

(8) 監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払または支出した費用等の請求をすることができ、当社は、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、いつでも取締役および使用人に対して事業状況の報告を求め、業務および財産状況の調査をすることができる。

② 監査室は、内部監査の状況報告を監査役に対しても定期的および必要に応じ行い、相互の連携を図る。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた体制

① コンプライアンスマニュアル(企業行動規範)の中に反社会的勢力の排除を明確に掲げるとともに、本方針を全役職員に周知徹底する。

② 反社会的勢力に対する直接的な利益供与の排除は言うまでもなく、間接的な利益供与についても、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。

③ 反社会的勢力に関する情報は、総務部に集約し一元管理する。

④ 万一、問題が発生した場合においても、必要に応じて警察や弁護士等の専門家に相談し、適切な対応を行う。

2. 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社は、上記内部統制システム構築の基本方針に基づき、取締役は各分掌に従い、担当する部署の内部統制を整備し、各員に対して諸規程の周知徹底を図っております。コンプライアンス委員会は月１回のペースで開催し、コンプライアンス状況について問題点を洗い出し、その改善を図っております。

内部監査につきましては、社長直轄の組織として監査室を設置し、定期的に業務活動について法令や社内規程に基づき適切に行われているかどうかをチェックし、被監査部門に対し、改善に向けた指摘・指導を行っております。監査室は監査役に対して内部監査の状況報告を定期的および必要に応じて行い、相互の連携を図っております。

監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するほか、取締役、従業員からの報告聴取、重要な決裁書類の閲覧を行っております。また、会計監査人との間で、最低年２回の頻度で、監督方針、監査実施状況等について報告・説明会を実施し、監査の有効性、効率性を高めております。

3. 会社の支配に関する基本方針

会社の支配に関する基本方針については、重要な事項と認識し継続的な検討を行っておりますが、現状の財政状態、経営成績の推移および株主構成等を鑑みて、現時点では具体的な防衛策は導入いたしておりません。

連結貸借対照表

（2026年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**13,770,692**	**流動負債**	**5,042,529**
現金及び預金	731,304	買掛金	472,090
売掛金	2,806,149	短期借入金	2,700,000
棚卸資産	10,136,913	1年内返済予定の長期借入金	315,996
その他	96,324	未払金	292,894
固定資産	**5,847,330**	返金負債	720,546
有形固定資産	**5,042,382**	未払法人税等	102,900
建物及び構築物	3,869,958	未払消費税等	252,189
機械装置及び運搬具	483,371	賞与引当金	97,675
土地	659,071	前受金	0
その他	29,981	その他	88,235
無形固定資産	**79,833**	**固定負債**	**2,899,506**
投資その他の資産	**725,114**	長期借入金	2,516,025
投資有価証券	641,385	長期未払金	39,595
退職給付に係る資産	15,399	退職給付に係る負債	320,425
繰延税金資産	26,337	資産除去債務	23,460
その他	44,493	**負債合計**	**7,942,036**
貸倒引当金	△ 2,500	（純資産の部）	
		株主資本	**11,328,946**
		資本金	**814,340**
		資本剰余金	**1,043,871**
		利益剰余金	**9,592,979**
		自己株式	**△ 122,245**
		その他の包括利益累計額	**347,039**
		その他有価証券評価差額金	281,957
		為替換算調整勘定	988
		退職給付に係る調整累計額	64,093
		純資産合計	**11,675,986**
資産合計	**19,618,022**	**負債及び純資産合計**	**19,618,022**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　2025年10月１日
至　2026年９月30日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**15,937,439**
売上原価		**13,793,857**
売上総利益		**2,143,581**
販売費及び一般管理費		**1,959,072**
営業利益		**184,509**
営業外収益		
受取利息	438	
受取配当金	13,708	
受取分配金	9,561	
為替差益	6,109	
その他	5,882	35,700
営業外費用		
支払利息	93,816	
その他	4,379	98,195
経常利益		**122,014**
特別利益		
固定資産売却益	125,169	
投資有価証券売却益	18,078	143,247
特別損失		
固定資産除却損	39,489	
店舗閉鎖損失	3,809	43,298
税金等調整前当期純利益		**221,963**
法人税、住民税及び事業税	87,632	
法人税等調整額	△2,188	85,444
当期純利益		**136,518**
親会社株主に帰属する当期純利益		**136,518**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　2025年10月１日
至　2026年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	814,340	1,043,871	9,506,268	△107,958	11,256,522
当期変動額					
剰余金の配当			△49,807		△49,807
親会社株主に帰属する当期純利益			136,518		136,518
自己株式の取得				△14,287	△14,287
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	―	―	86,711	△14,287	72,424
当期末残高	814,340	1,043,871	9,592,979	△122,245	11,328,946

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	238,709	3,275	29,780	271,764	11,528,287
当期変動額					
剰余金の配当					△49,807
親会社株主に帰属する当期純利益					136,518
自己株式の取得					△14,287
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	43,248	△2,287	34,313	75,274	75,274
当期変動額合計	43,248	△2,287	34,313	75,274	147,699
当期末残高	281,957	988	64,093	347,039	11,675,986

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（2026年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**13,732,465**	**流動負債**	**5,026,223**
現金及び預金	720,181	買掛金	458,037
売掛金	2,790,317	短期借入金	2,700,000
製品	944,525	1年内返済予定の長期借入金	315,996
仕掛品	371,775	未払金	292,618
原材料及び貯蔵品	8,813,942	返金負債	720,546
前払費用	15,646	未払法人税等	102,900
その他	76,075	未払消費税等	252,189
固定資産	**5,876,793**	未払費用	14,929
有形固定資産	**5,042,382**	預り金	7,184
建物	3,728,048	賞与引当金	96,073
構築物	141,909	その他	65,747
機械装置	481,539	**固定負債**	**2,993,063**
車両運搬具	1,832	長期借入金	2,516,025
工具器具備品	29,981	長期未払金	39,595
土地	659,071	退職給付引当金	413,982
		資産除去債務	23,460
無形固定資産	**79,833**	**負債合計**	**8,019,286**
電話加入権	1,670	**（純資産の部）**	
ソフトウエア	61,542	**株主資本**	**11,308,014**
ソフトウエア仮勘定	16,220	**資本金**	**814,340**
その他	400	**資本剰余金**	**1,043,871**
投資その他の資産	**754,577**	資本準備金	1,043,871
投資有価証券	641,385	**利益剰余金**	**9,572,047**
出資金	15,520	利益準備金	93,500
関係会社出資金	0	その他利益剰余金	9,478,547
前払年金費用	15,399	別途積立金	7,080,000
関係会社長期貸付金	45,000	繰越利益剰余金	2,398,547
繰延税金資産	55,800	**自己株式**	**△ 122,245**
会員権	10,200	**評価・換算差額等**	**281,957**
その他	20,887	その他有価証券評価差額金	281,957
貸倒引当金	△ 49,615	**純資産合計**	**11,589,972**
資産合計	**19,609,259**	**負債及び純資産合計**	**19,609,259**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自　2025年10月１日
　至　2026年９月30日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**15,797,689**
売上原価		**13,688,170**
売上総利益		**2,109,518**
販売費及び一般管理費		**1,916,209**
営業利益		**193,309**
営業外収益		
受取利息	658	
受取配当金	13,708	
受取分配金	9,561	
為替差益	2,415	
その他	5,850	32,194
営業外費用		
支払利息	93,816	
貸倒引当金繰入額	224	
その他	4,270	98,311
経常利益		**127,192**
特別利益		
固定資産売却益	125,169	
投資有価証券売却益	18,078	143,247
特別損失		
固定資産除却損	39,489	
店舗閉鎖損失	3,809	
関係会社出資金評価損	2,172	45,471
税引前当期純利益		**224,969**
法人税、住民税及び事業税	87,632	
法人税等調整額	△2,188	85,444
当期純利益		**139,524**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2025年10月１日
至　2026年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	814,340	1,043,871	93,500	7,080,000	2,308,830	△107,958	11,232,584
当期変動額							
剰余金の配当					△49,807		△49,807
当期純利益					139,524		139,524
自己株式の取得						△14,287	△14,287
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	—	—	—	89,717	△14,287	75,430
当期末残高	814,340	1,043,871	93,500	7,080,000	2,398,547	△122,245	11,308,014

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	238,709	11,471,293
当期変動額		
剰余金の配当		△49,807
当期純利益		139,524
自己株式の取得		△14,287
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	43,248	43,248
当期変動額合計	43,248	118,678
当期末残高	281,957	11,589,972

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年11月19日

株式会社　大 森 屋
　取締役会　御中

ひ　び　き　監　査　法　人

大阪事務所

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　藤　田　貴　大

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　宇　野　佐　世

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社大森屋の2025年10月１日から2026年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大森屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年11月19日

株式会社　大 森 屋
　取締役会　御中

ひ　び　き　監　査　法　人

大阪事務所

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　藤　田　貴　大

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　宇　野　佐　世

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社大森屋の2025年10月１日から2026年９月30日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年10月1日から2026年9月30日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月20日

株式会社　大森屋　監査役会

常勤監査役　中　田　　勝　㊞

監　査　役　寺　川　正　敏　㊞

社外監査役　北　村　英　嗣　㊞

社外監査役　野　口　　均　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、業績に対応した配当を行うことを基本としつつ、安定配当が継続してできるよう企業体質の強化と、将来の事業展開に備えて内部留保に努めることを基本方針としております。

期末の配当につきましては、株主様への利益還元および当期の業績を勘案した結果、１株当たり15円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式　１株につき金15円

総額　74,475,480円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年12月21日

第２号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役野口均氏は任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
野口（のぐち）　均（ひとし） （1961年６月23日生） 社　外 独立役員	2000年３月 税理士登録（近畿税理士会所属） 2000年３月 野口均税理士事務所代表（現） 2022年12月 当社監査役（現） （重要な兼職の状況） 株式会社ライジングコーポレーション　監査役	0株
【社外監査役候補者とした理由】 野口均氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、税理士としての豊富な業務経験と財務・会計等に関する知見を当社経営の監査に反映していただくため、監査役候補者といたしました。 なお、当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。		

（注）１．候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．野口均氏は社外監査役候補者であります。

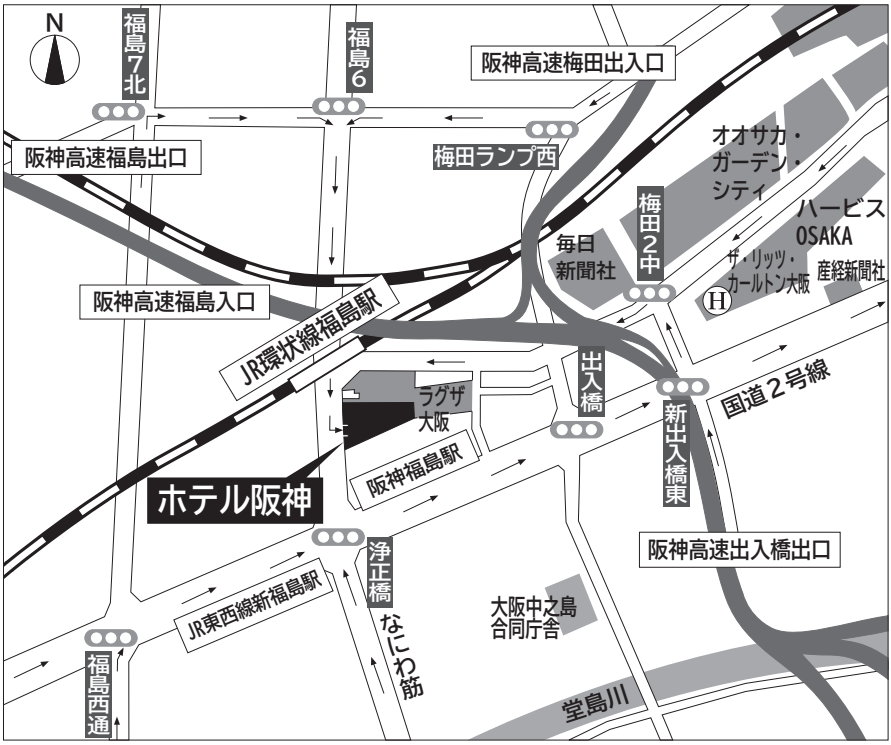
３．当社は、野口均氏との間で会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第１項の最低責任限度額となります。同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

４．当社は、野口均氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

５．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である当社の監査役が当社の会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。保険料は全額当社が負担しております。野口均氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお当社は、当該保険契約を役員の任期途中に更新することを予定しております。

以　上

株主総会会場ご案内図



会　　場　　大阪市福島区福島５丁目６番16号
ホテル阪神　10階　クリスタルルーム
電話（06）6344-1661（代表）

交通機関　　JR西日本大阪環状線　福島駅徒歩１分
JR西日本東西線　新福島駅徒歩３分
阪神電鉄本線　福島駅徒歩３分

※なお、当日は駐車場の準備はいたしておりませんので、
あしからずご了承ください。

VEGETABLE OIL INK